

消防関係法令による蓄電池設備に係る規制（概要）

4800Ah・セル以上	屋外	建築物から3m以上の距離を保つこと。	<p>①外箱の材料は、<u>板厚 2.3 ミリメートル</u> 以上とすること。</p> <p>②<u>雨水等の浸入防止措置が講じられた</u> 各種表示灯等以外のものを外部に露出して設けないこと。</p> <p>③外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けること。</p> <p>④蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。</p> <p>⑤次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>（ア） 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面については蓄電池を収納する部分にあつては当該面の面積の三分の一以下、充電装置等を収納する部分にあつては当該面の面積の三分の二以下。</p> <p>（イ） 自然換気口で十分な換気が行えない場合は、機械式換気設備が設けられていること。</p> <p>（ウ） 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。</p> <p>⑥外箱には、直径 10 ミリメートルの丸棒が入る穴又はすき間がないこと。また、換気口等も同様とする。</p>
	屋内	不燃材料で造った壁、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。	<p>①外箱の材料は、<u>板厚 1.6 ミリメートル</u> 以上とすること。</p> <p>②各種表示灯等以外のものを外部に露出して設けないこと。</p> <p>⇒ 外箱の開口部、不燃区画、換気装置、外箱の穴については屋外と同じ。</p>
4800Ah・セル未満	規定なし		